

高

経験や元気を生かして活動しませんか
めぐろシニアいきいきポイント事業

☎高年齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、☎5722-9474)

65歳以上のかたが、社会貢献活動に参加しながら、生きがいづくりや介護予防を目指す、めぐろシニアいきいきポイント事業を実施しています。

いきいきサポーターの研修を受けて、サポーター登録後に活動すると、目黒区商店街商品券と交換できるポイントがたまります。

- 活動内容**
- 保育補助
 - 地域の高齢者の見守り
 - 介護予防の普及活動
 - 福祉施設での花壇整備や掃除 ほか



▲サポーター登録者に、ポイントを記録する手帳を配布します

いきいきサポーター研修・登録会

- 時** 7月27日(水) 13:30~15:30 (13:00開場)
- 場** 中目黒GTプラザホール(上目黒2-1-3)
- 内** いきいきポイント事業の説明、活動の紹介・心構え、登録会(住所・氏名が確認できる書類を持参)
- 対** 65歳以上で、要介護・要支援の介護保険サービスを受けていない区内在住者
- 定** 35人(先着)
- 申** 電話、FAX(講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、手話通訳希望者はその旨を記入)で、7月1~19日に、高年齢福祉課いきがい支援係(☎5722-9837、☎5722-9474)へ

※感染症対策のため、内容を変更・中止する場合があります

高

65歳以上のかたの
介護保険料が決定しました

☎介護保険課介護保険資格・保険料係
(☎5722-9845、☎5722-9716)

6月に今年度の住民税などが確定したことに伴い、保険料額を記載した介護保険料決定通知書などを、7月11日から順次発送予定です。

詳細は、お送りする決定通知書や同封のリーフレットをご覧ください。

納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書または口座振替)があります。決定通知書でご確認ください。

口座振替を希望されるかたは口座振替依頼書を送付しますので、ご連絡ください。

区独自の介護保険料減額制度

介護保険料の所得段階が第1~4段階(生活保護受給者世帯を除く)で生活が困窮しているかたが対象です。要件があり、申請が必要です。

介護保険料の減額・免除・猶予ができる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定以上減少したかたなどが対象です。要件があり、申請が必要です。

- 対** ● 4年の世帯の主たる生計維持者の収入が、3年中より3割以上減収する見込みである
- 世帯の主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った

高

後期高齢者医療制度
被保険者証の更新と
保険料通知の送付

☎国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838、☎5722-9339)

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳の障害認定を受けているかたを含む)が加入する医療制度です。

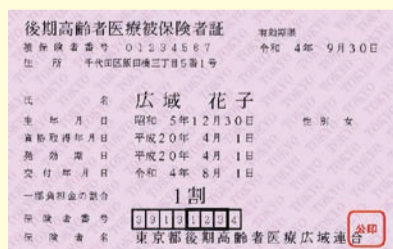
●有効期限が違う新しい被保険者証を
7月と9月の2回に分けてお送りします

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日です。7月中にお送りする被保険者証(右写真)の有効期間は8月1日~9月30日です。

10月1日から医療費の自己負担割合(※)に2割が追加され、1割・2割・3割の3区分になる

ことから、新たな自己負担割合に対応した被保険者証(有効期間は10月1日~6年7月31日)を、9月にお送りします。

※自己負担割合は、前年中(3年1~12月)の所得を基に判定



▲7月に藤色の被保険者証をお送りします

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証をお送りします

有効期限が7月31日の認定証をお持ちのかたや以前交付を受けていたかたで、8月以降も該当するかたには、新しい認定証を7月下旬にお送りします。新規申請を希望されるかたはお問い合わせください。

●保険料の通知をお送りします

7月中旬に、後期高齢者医療保険料賦課決定通知書などをお送りします。保険料は個人単位で算定されるため、通知は個人ごとにお送りします。

保険料額

4年度の年間保険料は、3年1~12月までの所得を基に計算します。なお、年度途中で75歳になったかたは誕生月から、目黒区に転入したかたは転入月から保険料がかかります。

年間保険料額の計算方法(限度額66万円)

$$\text{均等割額} = 46,400\text{円} + \text{所得割額} = \text{所得}(\text{※}) \times 9.49\%$$

※年金所得や給与所得などの合計額(総所得金額等)から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を差し引いた額

保険料の納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書または口座振替)があります。口座振替を希望されるかたは、お問い合わせください。

保険料の軽減制度

●所得の低いかた

均等割額と所得割額の軽減制度があります。軽減を受けるには所得の申告が必要です。

●制度加入直前まで会社の健康保険などの被扶養者だったかた

所得割額がかからず、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減となります。

●被災などの特別な事由で保険料の納付が困難なかた

申請により保険料が減免となる場合があります。